

東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問主意書
(衆質問第36号：奥野総一郎君)に関する参考資料

目 次

【問一及び二】	1
・「〇〇（元号）〇年〇月〇日以前において」の例	2
・「お尋ねの「〇」については把握していない」の例	2
【問三から六まで】	3
・「〇〇〇〇（氏名）検事長」の例	4
・「勤務期間の延長」の例	4
・「業務遂行上」の例	4
・「必要性に基づ（く）」の例	5
・「であるから」の例	5
・「一般職の国家公務員に適用される」の例	5
・「第〇項の規定により」の例	5
・「任命権者である〇〇において」の例	6
【問七】	7
・「〇〇を有し、かつ、」の例	8
・「第〇項に定める」の例	8
・「欠格事由」の例	8
・「日本国籍を有する者」の例	9
・「いない限り」の例	9
・「することは可能である」の例	9

【問一及び二】

用例（問一及び二関連）

- ・「〇〇（元号）〇年〇月〇日以前において」の例

○衆議院議員秋葉賢也君提出天下りの実態に関する質問に対する答弁書（平成21年12月4日）

四の1について

お尋ねの職員の事例については、平成二十年十二月三十日以前においては、府省庁によるあっせんが規制されていない状況であったこともあり、府省庁によるあっせんの有無を把握していないため、「天下り」に該当するか否かについてお答えすることは困難である。

- ・「お尋ねの「〇」については把握していない」の例

○衆議院議員柿沢未途君提出災害拠点病院等における災害時の長期停電対策に関する質問に対する答弁書（平成31年2月26日）

三について

お尋ねの「事例」については把握していない。

【問三から六まで】

用例（問三から六まで関連）

・「〇〇〇〇（氏名）検事長」の例

○衆議院議員浅野貴博君提出懲戒処分を受けた検察官の処遇等に関する質問に対する答弁書（平成24年6月29日）

一の①及び③、二の①及び⑥、三の①及び⑥並びに四の①及び⑥について

お尋ねの検察官の行為の中には、刑法（明治四十年法律第四十五号）などの法令に違反するものが含まれているところ、このうち、前田恒彦検事は、平成二十一年七月に、公判の紛糾及び上司からの叱責を避けるため、公判係属中の事件の証拠であるフロッピーディスクに記録された文書データを変造したものであり、この行為は、刑法第百四条の証拠隠滅罪に該当し、大坪弘道検事及び佐賀元明検事は、平成二十二年二月に、前田恒彦検事が証拠隠滅の罪を犯したことを知りながら、これを知った他の検事に他言を禁じ、前田恒彦検事に対し、当該データの改変は過誤によるものとして説明するよう指示するなどした上、当該データが過誤によって改変された可能性はあるが改変の有無を確定できず、改変されていたとしても過誤にすぎない旨事実をすり替えて捜査を行わず、また、次席検事及び検事正に対しても、虚偽の報告をし、検事正らをして、捜査は不要と誤信させることにより、証拠隠滅罪の犯人である前田恒彦検事を隠避させたものであり、この行為は、同法第百三条の犯人隠避罪に該当し、また、三浦正晴検事長については、前田恒彦検事による前記証拠隠滅の事実につき、同検事に対する指導監督が不適正であったものであるが、これら四名以外の行為については、法務省として、職員に対する懲戒処分の公表に当たっては、「懲戒処分の公表指針について」（平成十五年十一月十日付け総参一七八六人事院事務総長通知）を踏まえ、個人が識別されない内容のものとすることを基本としており、お尋ねの「詳しい経緯」を明らかにすることにより、特定の個人が識別されるおそれがあることなどから、お答えすることは差し控えたい。

また、お尋ねの「処分が決定した時期」については、その意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

・「勤務期間の延長」の例

○参議院議員古賀之士君提出統合幕僚長の定年延長に関する再質問に対する答弁書（平成29年6月27日）

三について

お尋ねの「自衛隊の統合幕僚長の適格者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、河野克俊統合幕僚長の勤務期間の延長については、先の答弁書（平成二十九年六月十三日内閣参質一九三第一一九号）においてお答えしたとおりである。

・「業務遂行上の」の例

○衆議院議員河村たかし君提出整理回収機構の債権回収業務に関する質問に対する答弁書（平成18年12月15日）

十一及び十二について

RCCにおいては、債権の買取価格は業務遂行上の重要な情報であり、これを開示することは債権を譲渡した金融機関及びRCCの正当な利益を害するおそれがあるため、

その開示をしていないと承知している。

・「必要性に基づ（く）」の例

○衆議院議員長妻昭君提出交際費に関する質問に対する答弁書（平成20年10月3日）
一から三までについて

御指摘の件についての事実関係は、確認していない。一般的に、交際費は、企業経営上の必要性に基づき、会社の判断と責任において個別に支出されるものと認識しているが、政府としては、必要に応じて、適切に対応してまいりたい。

・「であるから」の例

○衆議院議員山井和則君提出政府が進める「外国人材の受入れ」による外国人労働者の受入れ人数等に関する質問に対する答弁書（平成30年11月27日）
三及び四について

「特定技能第二号」への在留資格の変更の許可をするか否か、また、永住許可をするか否かについては、個別の事案ごとの判断であるから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

・「一般職の国家公務員に適用される」の例

○衆議院議員泉房穂君提出高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する再質問に対する答弁書（平成17年6月20日）
二から四までについて

介護保険制度においては、一般に、事業者と利用者の間に契約が存在していること及び当該契約が有効であることを前提に、保険者は保険給付を行っているが、裁判所の判断等により当該契約が存在せず、又は無効であることが明らかになった場合は、個々の場合の状況を踏まえながら、保険給付を行うかどうかを判断することとなる。

国会法第七十五条第二項に規定する質問主意書に対しては、当該質問に則して答弁をしているところであるが、先の答弁書（平成十七年四月十二日内閣衆質一六二第四四号）においても、質問に則して、保険給付が行われる法的根拠をお答えしたものであり、同項に違反するものではない。

国家公務員法は、一般職の国家公務員に適用されるものであり、厚生労働大臣には適用されないが、同法が適用される厚生労働事務次官についても、同法第八十二条第一項に規定する懲戒処分に該当する事由はなかったと考えている。

・「第○項の規定により」の例

○衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書（平成30年11月30日）
一について

お尋ねについては、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第十二条第一項の規定により、急傾斜地崩壊防止工事（以下「工事」という。）のうち急傾斜地の所

有者等が施行することが困難又は不適當と認められる等の要件を満たすものについては都道府県が施行するものとされ、急傾斜地に崩壊が生じる等した場合に都道府県が施行する工事に対し国が補助を行うなど、同法に基づく必要な措置等を講じているところである。

・「任命権者である〇〇において」の例

○参議院議員尾辻かな子君提出性同一性障害等の性的マイノリティに対する偏見や差別を助長しかねない教員採用試験における適性検査の実態とその改善等に関する質問に対する答弁書（平成25年7月2日）

三について

教員の採用選考において具体的にどのような適性検査を実施するのかについては、教員の任命権者である教育委員会等において適切に判断されるべきものであると考えており、政府としては、お答えを差し控えたい。また、お尋ねの教育委員会が教員の採用選考に係る適性検査において「MMP I」を用いていない理由については、把握していない。

【問七】

用例（問七関連）

・「〇〇を有し、かつ、」の例

○衆議院議員階猛君提出法曹養成制度改革に関する質問に対する答弁書（平成30年1月16日）

一の3について

政府としては、新たに養成し、輩出される法曹の質の確保を考慮しつつ、より多くの質の高い法曹が社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指す観点から、推進会議決定に基づき、関係省庁のほか関係機関・団体が参加する「法曹養成制度改革連絡協議会」等を通じて、法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、輩出される法曹の質の点も含め、検証を行っているところである。

・「第〇項に定める」の例

○参議院議員山本太郎君提出不登校施策の現状に関する質問主意書に対する答弁書の不明確な部分等に関する質問に対する答弁書（平成28年8月15日）

十一の6及び7について

御指摘の「親の教育義務の一環」、「教育義務の行使」及び「憲法、条約及びその他の法に基づく親や保護者の教育権」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難であるが、日本国憲法第二十六条第二項及び教育基本法第五条第一項に定める保護者のその保護する子に対する普通教育を受けさせる義務を踏まえ、学校教育法第十七条の規定は、保護者に対し、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、子を小学校等に就学させる義務を負わせるとともに、子が小学校等の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、子を中学校等に就学させる義務を負わせているものである。

・「欠格事由」の例

○衆議院議員浅野貴博君提出虚偽の捜査報告書を作成した検察官に対する検察庁の処分等に関する再質問に対する答弁書（平成24年7月6日）

十四から十七までについて

「弁護士資格」については、一般的には、弁護士となる資格という意味で用いられていると承知しており、弁護士となる資格は、司法修習生の修習を終えた者等、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第四条、第五条及び第六条に規定する者が、同法第七条に規定する欠格事由のいずれにも該当しない場合に有するものとされている。御指摘の検事については、平成十年四月に司法修習を終えており、当該欠格事由のいずれにも該当しない場合には、弁護士となる資格を有することとなる。

また、同法第八条は、弁護士となる資格を有する者が弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない旨規定しているところ、御指摘の検事が当該弁護士名簿に登録されているか否かは承知していない。

・「日本国籍を有する者」の例

○衆議院議員逢坂誠二君提出就籍ならざる無戸籍者に関する質問に対する答弁書（平成29年2月21日）

四について

二についてでお答えしたとおり、日本国民であるか否かについては、戸籍の記載の有無にかかわらず、国籍法の定める要件を充足しているか否かにより決せられるものである。

また、日本国籍を有する者が、日本に居住、滞在できることは当然である。

一方、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）は、本邦に在留する外国人の在留について規定しているところ、入管法第二条第二号の規定により、「外国人」は「日本の国籍を有しない者」と定義されている。

・「いない限り」の例

○参議院議員白眞勲君提出日本の北朝鮮に対する独自制裁に関する質問に対する答弁書（平成18年11月7日）

一の2について

お尋ねは、仮定の問題であり、また、具体的事情が明らかでないため、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として言えば、御指摘のような方法で御指摘の物品を北朝鮮に輸出することは、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）その他の法令により規制されていない限り、可能である。

・「することは可能である」の例

○衆議院議員落合貴之君提出空家等対策と支援措置に関する質問に対する答弁書（平成29年6月20日）

一及び三について

信託法（平成十八年法律第百八号）上は、空家等の所有者等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二条第一号に規定する一般社団法人等に当該空家等の信託をすることは可能である。